

市役所西庁舎旧食堂木質化修繕工事プロポーザル実施要領

1 趣旨

本要領は、市役所西庁舎旧食堂の改修にあたり、長野県内産の森林資源を活用した木製のカウンター及び壁面木かべ等を設置し、来庁者等が木質化された部屋を使用することによって、木の温もりや窓から見える景色を活かした、くつろぎの空間の創出を目的とし、木の持つ良さを発揮する木製品のデザイン及び製作を行い、併せて木材資源の活用を促すため、専門的な知識と豊かな経験、柔軟な発想や設計製作能力のある者を選定することについて必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

- (1) 業務名称 市役所西庁舎旧食堂木質化修繕工事
- (2) 業務内容 市役所西庁舎旧食堂の木製カウンター等の設計、製作、設置
- (3) 履行期間 契約締結日から令和9年1月29日（金）までを予定
- (4) 設置場所 大町市役所西庁舎旧食堂
- (5) 提案上限価格 5,600,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 事業者の選定方法 公募型プロポーザル方式

4 参加資格要件等

次の全ての条件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加者は、大町市内に本店又は支店、営業所を有する者であること。
- (3) 大町市又は国若しくは他の地方公共団体から指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 大町市暴力団排除条例（平成24年大町市条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 会社更生法第17条の更生手続開始の申立てをしている者、民事再生法第21条の再生手続開始の申立てをしている者、その他経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (6) 大町市における市民税及び社会保険料に滞納がない者であること。
- (7) 参加者又は協力者は、1つの提案しか行うことができない。
- (8) 第三者の協力

本事業は、第三者と協力し製作することを可能とします。ただし、参加表明書提出時に指定した協力者及び協力内容は、参加申し込み後に変更することはできない。

5 選定スケジュール（案）

項 目	期 日
プロポーザル公告日	令和8年6月 1日（月）
参加表明書及び質問照会の提出期限	令和8年6月22日（月）17時まで
質問照会回答予定	令和8年6月29日（月）まで
企画提案書等の提出期限、辞退届の提出期限	令和8年7月 6日（月）17時まで
提案審査（プレゼンテーション）実施日	令和8年7月16日（木）予定
審査結果の通知・公表	令和8年7月21日（火）予定

6 実施要領等の交付方法

（1）実施要領等の交付

本市ホームページに次の書類を掲載する。適宜ダウンロードして使用のこと。

- ① 実施要領
- ② 企画提案書等作成要領
- ③ 仕様書
- ④ 配置予定図
- ⑤ 評価基準書
- ⑥ 参加表明書（様式第1号）
- ⑦ 企画提案書No.1・No.2（様式第3号・様式第4号）

7 参加表明の提出

（1）別紙「参加表明書」（様式第1号）に基づき作成し、提出すること。該当者は、「4 参加資格要件等」の全てを満たす者であること。

（2）参加表明書の受付期間

令和8年6月1日（月）9時から6月22日（月）17時まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

（3）提出方法及び提出先

- ①提出方法 持参すること
- ②提出先 〒398-8601 大町市大町3887番地
大町市役所 総務部 企画財政課 財産管理係
E-mail:kanzai@city.omachi.nagano.jp

8 実施要領等の質問照会及び回答

質問は、この実施要領等により提出する書類に関する事項に限るものとし、審査及び評価に係わる質問は受け付けない。

- ① 質問方法 電話連絡後、電子メールにて質問内容を送信
電話番号：0261-22-0420（内線595）
E-mail:kanzai@city.omachi.nagano.jp
- ② 質問期限 令和8年6月22日（月）17時まで
- ③ 書式等 書式は任意
- ④ 質問の回答 令和8年6月29日（月）までに市ホームページにて回答

9 企画提案書及び見積書

(1) 審査対象者は、「市役所西庁舎旧食堂木質化修繕工事仕様書」、「プロポーザル評価基準」及び「企画提案書作成要領」に基づき各種書類を持参すること。

① 提出書類

- ・企画提案書の提出について（様式第2号） 正本1部
- ・企画提案書No.1・No.2（様式第3号・様式第4号） 正本各1部、副本各7部
- ・提案価格見積書（様式任意、見積内訳書を含む） 正本1部
- ・完成イメージ図（任意様式） 正本1部、副本7部

② 提出期限 令和8年7月6日（月）17時まで

(2) 参加表明書を提出後に辞退する場合は、任意の様式による辞退届を提出すること。

10 提案審査（プレゼンテーション）の実施

(1) 実施日 令和8年7月16日（木）開催予定

(2) 実施場所 大町市役所 会議室

※提案審査（プレゼンテーション）の対象者には、後日正式な時間・場所等を郵送にて通知する。

(3) 実施内容

- ・1者のプレゼンテーションの時間は、発表20分以内、質疑10分程度の合計30分を標準とする。会場、プロジェクター（HDMI接続）及びスクリーンは市で用意する。
- ・パソコンその他必要な機材は参加者が準備すること。

(4) 留意事項

- ① プレゼンテーションの順番は、原則として企画提案書の受付順とする。
- ② プレゼンテーション審査は個別に行い、非公開とする。
- ③ プレゼンテーションは事前に提出した提出書類をもとに行うものとする。

11 企画提案書の評価基準及び評価方法等

(1) 企画提案書の審査方法

事業者から提出された企画提案書の内容について、「市役所西庁舎旧食堂木質化修繕工事に係るプロポーザル評価基準」に基づき、「市役所西庁舎旧食堂木質化修繕工事プロポーザル審査委員」が審査する。

(2) 評価方法

審査委員会委員の評価点の合計評価点の高い順に順位を決定する。合計評価点が高点の場合は、審査委員の判断により順位を決定する。なお、「評価の視点及び内容」に沿った提案の記載がない項目は0点とする。

(3) その他

- ① 順位が1位の参加者を優先交渉権者（契約予定者）、2位以下の参加者を交渉権者とする。ただし、評価の内容により本業務の実施が困難であると審査委員会が決定した参加者については、非交渉権者とする。全ての参加者が非交渉権者となった場合は、優先交渉権者なしとして、本プロポーザルを中止する。

- ② 参加者が1者の場合は、企画提案書の評価を行った上で、評価点が最低基準点（採点結果が満点の6割）以上の場合のみ、審査委員の協議により適当と認められる場合には、最優秀提案者として選定する。
- (4) 審査結果の通知等
- ① 審査結果は、参加者全員に対して、令和8年7月21日（火）に文書で通知する予定。併せて、優先交渉権者に対しては、契約手続き等について連絡する。
- ② 審査結果については、次の内容を本市ホームページで公表する予定である。なお、これ以外の審査内容の問い合わせは受け付けない。
- a 順位
 - b 優先交渉権者の名称（優先交渉権者以外の参加者は記号表記）
 - c 合計評価点